

## 農業農村整備関係工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

### 1 対象工事

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5講改D第49号構造改善局長通知）別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

### 2 用語の定義

#### (1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

#### (2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

### 3 積算方法等

#### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数：1.2

補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

#### (2) 現場管理費

$$\text{純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

### 4 気温の計測方法等

#### (1) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。

受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し提出する。

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。

5 適用

設計日が令和元年6月1日以降の工事に適用する。

なお、設計日が平成31年4月1日以降の既契約工事においても適用できるものとする。